

■平成14年10月臨時会

目次

10月臨時会会期及び議事日程 …………… 2

10月臨時会付議事件 …………… 3

△ 10月1日（火）

出欠議員氏名 …………… 5

地方自治法第121条による出席者 …………… 5

開会 …………… 6

議席指定 …………… 6

常任委員会委員補欠選任 …………… 6

会期決定 …………… 6

議事日程 …………… 6

議案上程 …………… 6

提案理由説明 …………… 6

木下広域連合長 …………… 6

議案に対する質疑 …………… 7

山下議員 …………… 7

石倉助役 …………… 7

山下議員 …………… 8

石倉助役 …………… 8

討論 …………… 9

山下議員 …………… 9

採決 …………… 10

会議録署名議員指名 …………… 10

閉会 …………… 10

10月臨時会

◎会期1日間

議事日程

日次	月日	曜	議事要項
1	10月1日	火	午後4時開会、議席の指定、常任委員会委員補欠選任、 会期の決定、提出議案付議、提案理由説明、議案に対する質疑、

◎ 10月臨時会付議事件

△ 広域連合長提出議案

第16号議案 平成14年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）

△ 選任

佐賀中部広域連合議会常任委員会委員の補欠選任について

平成14年10月1日 午後4時32分 開会

出席議員

- 
1. 梅崎茂弘 2. 吉浦啓一郎 3. 大久保憲二
  4. 野口進 5. 松尾義幸 6. 中牟田映男
  7. 藤野兼治 8. 佐藤正治 9. 立石良雄
  11. 江頭寿之 12. 佐藤知美 13. 江下正儀
  14. 江口貞幸 15. 山口貞雄 16. 原田禎浩
  17. 貞包岩男 18. 野田満彦 19. 亀井雄治
  20. 本田耕一郎 21. 井上雅子 22. 江島徳太郎
  23. 宮地千里 24. 山下明子 25. 西岡義広
  26. 米村義雅

---

欠席議員

- 
10. 古賀新太郎

---

地方自治法第121条による出席者

木下敏之 横尾俊彦

川崎敬治 江口善己

石丸義弘 川副綾男

原口義春 山口雅久

田原英征 内川修治

大隈英麿 福成千敏

山口三喜男 嘉村忠行

江里口秀次 林富佳

牧口新太 中島正之

石倉敏則 上野信好  
百崎素弘 山田敏行  
田中敬明 岡部洋子  
杉坂久穂 三塩徹

◎ 開会

○米村議長

これより佐賀中部広域連合議会臨時会を開会いたします。

◎ 議席指定

○米村議長

まず、今回改選されました議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。

〔書記朗読〕

12番佐藤知美。

○米村議長

ただいま朗読いたさせましたとおり、議席を指定いたします。

◎ 常任委員会委員補欠選任

○米村議長

次に、常任委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、第1常任委員会委員に佐藤知美議員を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって指名いたしましたとおり、第1常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎ 会期決定

○米村議長

会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

## ○米村議長

次に、本臨時会の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって議事日程はお手元に配付いたしております日程表のとおり決定いたします。

本日の会議時間はこれを延長いたします。

## ◎ 議案上程

## ○米村議長

第16号議案を上程付議いたします。

## ◎ 提案理由説明

## ○米村議長

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

## ○木下広域連合長

本日、ここに佐賀中部広域連合議会臨時会を招集し、当面する案件につきまして、緊急に御審議をお願いすることになりましたので、上程議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

第16号議案「平成14年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算(第2号)」は、佐賀中部広域連合と佐賀地区広域市町村圏組合の統合に関する諸経費につきまして、所要の補正措置を講じております。

補正額は約 195万円で、補正後の予算総額は約 8億 4,942万円となっております。

以下、補正の内容について御説明いたします。

佐賀中部広域連合と佐賀地区広域市町村圏組合の統合につきましては、経費削減及び事務の効率化の面で効果的であるとの観点から、構成市町村の助役で構成する佐賀中部広域連合複合化研究会を立ち上げまして研究を進めてまいりました。

これまでの研究の結果、統合により総務関連経費において年間約 2,700万円の経費節減効果が見込まれております。また、執行機関及び議会の組織についても効率的な行政運営が図られることとなります。これらの効果は早期に得られるようにすべきであることから、去る8月7日、構成市町村首長会議においては、平成15年4月1日を統合の時期とすることについて基本合意がなされたところであります。

今回は、この統合を実現させるに当たっての必要な準備として、財務会計システムの変更、例規の整備等を行うものであります。

この財源といたしましては、佐賀地区広域市町村圏組合からも応分の負担を求めるとともに、予備費の組み替えにより措置いたしております。

以上、補正の内容について御説明いたしました。細部につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書等により御検討をいただきたいと存じます。

何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

## ◎ 議案に対する質疑

## ○米村議長

これより第16号議案に対する質疑を開始いたします。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

## ○山下議員

佐賀市の山下明子です。私は、提案されております第16号議案 平成14年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第2号）について質疑をさせていただきます。

この議案は、ただいま連合長からの理由が述べられましたとおり、佐賀中部広域連合と佐賀地区広域市町村圏組合の統合に向けた予算ですが、統合を前提とされておりますため、この後、それぞれの市町村議会で統合そのものについての審議はなされるものと思いますが、両団体を統合することについて、一方の当事者である広域連合の議会としても認識しておく必要があると思われる点について、あえて伺いたいと思ひまして登壇をいたしました。

なお、当初1点目として、両団体が統合されるにつれて広域市町村圏組合の業務を広域連合が継承するとなっておりますけれども、その広域市町村圏組合の具体的な業務の内容、特に構成市町村との関連においてどのような流れになっているのかという点について伺いたかったわけですが、今回の質疑にはこれはなじまないという御指摘を議運の方でいただきましたので、この点については今後の市町村議会での議論に移すことといたします。

そこでまず、既に策定されております佐賀地方拠点都市地域基本計画などの対象自治体が、三田川や東脊振を除く16市町村、そして広域消防の対象自治体が神埼郡を除く12市町村ということで、構成市町村の規模が違うということになっておりますが、その点での扱いはどうなっていくのか、議決権などの考え方もあわせてお示しいたきたいと思ひます。

第2に、統合によって先ほどの説明の中でも経費の削減といったことが言われました。職員体制を減らしていくことでの経費の削減などが言われましたけれども、広域行政の分では4名分を想定した備品などの予算が組まれております。ところが、とりわけ広域行政の分野について、わずかな職員体制で構成市町村の住民意思や自治を尊重した取り組みができるのかどうかという懸念を持つものですが、この点についての考え方を伺いたいと思ひます。

以上、1回目といたします。

## ○石倉助役

それでは質疑にお答えいたします。

まず1点目の、広域連合が取り扱う業務ごとの構成市町村の範囲が違うことに伴いますその取り扱いについてでございます。

現在、佐賀中部広域連合で取り扱っております介護保険関係事務ですが、御案内のとおり18市町村が関係いたしております。それから、佐賀地区広域市町村圏組合が取り扱っております事務につきましては16市町村、それから消防事務につきましては12市町村というふうに、関係する市町村の範囲が取り扱う事務ごとに異なっております。

広域連合は、一部事務組合のように市町村が行っている事務を共同処理するための組織というものでなくて、地域の具体的な広域行政需要に対する総合的かつ計画的な処理のための組織というふうに位置づけられておりまして、広域連合の区域、エリアを定めて広域行政を行うものでございます。したがって、統合後の広域連合におきましては、構成18市町村がエリアとなりますので、そのエリアの中の18市町村の議員の皆様で構成される議会で、事務に直接関係のない市町村から選出された議員の皆様も審議に加わっていただきまして、すべての案件について審議していただくということになります。

次に、2点目の広域行政分野の職員体制についてでございます。

現在、広域市町村圏組合におきましては、事務局長、総務課長、それから庶務係2



それから、4人でできるかという問題でございます。これにつきましては、先ほど申しましたように、現在、事務局長、総務課長、それから庶務担当、企画担当の4人でやっております。そして、今度新しい体制におきましても4人でございますので、職員の体制としては変わりませんので、事務が住民の意思をくみ上げることができないということは言えないかと思っております。

それから、今広域圏組合の方では、事業の実施とかする場合に、構成市町村から今後取り組むべき事業のアンケートをとったり、あるいは企画担当課長で組織しております幹事会でいろんな要望、意見を出すなど、構成市町村の意見をできるだけ取り入れるようにいたしておりますので、このことにつきましては職員4人でも十分できるというふうに判断いたしております。

以上でございます。

## ○米村議長

以上で、通告による質疑は終わりました。

第16号議案に対する質疑はこれをもって終結いたします。

## ◎ 討 論

## ○米村議長

第16号議案は、委員会付託はこれを省略の上、直ちに討論に入ります。

なお、討論については反対討論のみ1名とし、議員の発言時間は10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

## ○山下議員

先ほどの質疑を受けまして、反対討論をさせていただきたいと思っております。

先ほどの石倉助役の答弁の中で出されました吉城広域連合は3市3町だったと思っておりますが、6自治体ということで、今私たちが直面しております18市町村という構成での佐賀中部広域連合に広域市町村圏組合の業務を継承させて統合していくということになっていく、そういう流れが今突きつけられております。

私は、今回の答弁の中で、市町村圏組合が今どういうことを具体的にやっているかということ、当然、一方の当事者として明らかにすべきだというふうに思っておりますが、それがなされていないまま進めていかなくてはいけないということは非常に残念なんですけれども、事前に配付された資料によりますと、市町村圏組合がやってきたということというのは、大きくは広域行政関連業務と、それから広域消防関連業務、そしてその広域行政関連業務の中で広域市町村圏計画の策定、あるいはその計画の実施に係る連絡調整、さらに計画に基づく広域ソフト事業、そして広域的な各種施設の建設に係る調査研究など並べられております。その一つ一つが、実はその18市町村に暮らす、または住民の暮らしに密接にかかわっていることなのに、それが十分な時間をもって議論されていくのだろうかということを非常に危惧を持っているわけです。

例えば、今でも介護保険の問題で18市町村が寄り集まってこうやって話し合っておりますけれども、4日間かけていろいろ審議して、それが本当に住民の中にどこまで返されているのだろうか、あるいはそういう住民の声はどこまで本当に反映されているのだろうかという点では、もっともっと密な議論が欲しいというふうに思う場面が多いわけです。ところが、この上にさらに広域行政全般について考えなくてはならないということになったときに、本当にこの18市町村という大きなエリアでやっているのであるかということ、大きな疑問を持っております。

実は、この広域連合の発想そのものが、やはり国の市町村合併、あるいは道州制とい

うものをにらんだ中でつくられてきている制度でもございますから、先ほど石倉助役  
は一部事務組合が業務ごとに積み上げてきていることと違って、広域連合というのは  
エリアを決めて、そのエリアの中で何でもやっていくんだという説明をなさっており  
ましたが、まさに今ここに参加している自治体の中では、し尿ですとか衛生処理の問  
題、あるいは水道の問題などでは全く構成市町村の状態が違っている、そういう歴史  
も条件も背負ってきている、そんな自治体なのに、それが置き去りにされて、とにか  
く18市町村でやっていくんだという流れに、もしなっていくとすれば、私はそこそこ  
に住んでいる住民の自治というものがやはりおざなりになっていくのではないかと  
いうふうに思っております。

そういう点で、今後、構成市町村の中で統合の是非については話し合われていくこと  
と思えますけれども、市町村合併の強力な流れというものと結びつけた今回の統合と  
いうふうにも受け取れますし、やはりこれを前提とした予算という点で、私は今の時  
点で賛成することはできないというふうに思っております。

それで、もっと十分な議論の時間というものが本当に保障されてほしかったと思いま  
すし、これからの論議というものももっと踏み込んだ中身にそれぞれなっていくま  
すことを願うこともあわせて、この反対討論とさせていただきます。

以上です。

### ○米村議長

以上で第16号議案についての討論は終わりました。

これをもって討論は終結いたします。

### ◎採決

### ○米村議長

これより第16号議案を起立により採決いたします。

第16号議案は原案を可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

賛成者多数と認めます。よって第16号議案は原案を可決されました。

### ◎会議録署名議員指名

### ○米村議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において江口議員及び貞包議  
員を指名いたします。

### ◎閉会

### ○米村議長

これをもって議事の全部を終了いたしましたので、会議を閉じます。

佐賀中部広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後4時55分 閉会

会議に出席した事務局職員

古賀建夫

上野 良知

八谷 美穂子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 15年 2月 27日

佐賀中部広域連合議会事務局長